(目的)

第1条 この要領は、リノベパートナー登録制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 対象区域 別図に定める前橋市アーバンデザイン策定区域をいう。
 - (2) 遊休不動産 利活用されていない空き家や空き店舗、空きビル等の不動産をいう。
 - (3) リノベパートナー 本登録制度に登録した事業者をいう。

(登録の要件)

- 第3条 この要領によるリノベパートナー登録の対象となる事業者は、次に掲げる要件を満たすものであって、市長が適当と認めるものとする。
 - (1) 市と連携を図りながら自らの事業として対象区域内の遊休不動産の所有者と出 店希望者をマッチングさせる意欲があること。
 - (2) 市が実施する対象区域内の遊休不動産の所有者へのヒアリング等において、課題解決に向けた助言・提案などの協力を行うこと。
 - (3) 遊休不動産を購入又は賃借してリノベーションし、テナントを誘致することでエリア価値向上に寄与する体制があること。
 - (4) 前橋市アーバンデザインの内容を理解し、まちづくりに積極的に関わる意欲があること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号又は第2条第6号の規定に該当しないこと。
 - (6) 市税に滞納がないこと。

(登録の申請)

第4条 前条に掲げる要件を満たし、リノベパートナーとして登録をしようとする ものは、リノベパートナー登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添え

- て、市長へ提出するものとする。
- (1) 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類
 - ア 法人 登記簿謄本(全部事項証明書)
 - イ 個人 履歴書及び身分証明書
- (2) 同意書兼誓約書(様式第1-2号)
 - (リノベパートナー登録の審査及び登録)
- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査の上、登録の可否を決定し、登録結果通知書(様式第2号)により、登録申請者へ通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による登録の決定を行ったときは、当該申請に係る内容を 登録し、必要に応じて市ホームページ等で情報発信するものとする。

(登録の有効期間)

- 第6条 前条第2項の規定による登録の有効期間は、登録決定の日が属する年度の 翌年度の末日までとする。
- 2 前項の場合において、当該有効期間の期間満了日までに第8条第1項の届出が ない場合、市長は登録の有効期間を2年延長することができる。延長後の有効期 間が満了するときも、同様とする。

(登録の内容変更)

第7条 リノベパートナー登録制度へ登録した事業者(以下「登録者」という。) は、第5条第2項の規定による登録の内容に変更があるときは、速やかに登録事 項変更届(様式第3号)を市長へ提出するものとする。

(登録の辞退)

第8条 登録者は、登録を辞退しようとするときは、登録辞退届(様式第4号)を 市長へ提出するものとする。

(登録の削除)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の規定による登録を削除するものとする。
 - (1) 前条に規定する届出があったとき。
 - (2) 登録者が第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

- (2) 前2号に掲げるもののほか、登録を削除することが適当であると市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を削除したときは、登録削除通知書(様式第5号)により、登録者へ通知するものとする。

(結果報告)

第10条 登録者は、市との連携により遊休不動産の利活用に向けた売買や賃貸借 契約等の交渉が成立したときは、速やかに結果報告書(様式第6号)に、市長が 必要と認める書類を添えて、市長へ提出するものとする。

(市の責任)

- 第11条 市との連携により遊休不動産の売買・賃貸借等に関する交渉や契約を行う場合等については、遊休不動産所有者と登録者の間で直接行うものとし、市は 一切の責任を負わない。
- 2 事業を実施する際に発生した物件の破損、事故、近隣トラブル等については、 当事者間で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。

(守秘義務)

第12条 登録者は、市との連携において知り得た物件情報等を、遊休不動産所有者の許可なく別の目的で使用してはならない。

(本事業以外の取引)

第13条 この要領は、本事業以外による売却や賃貸借の取引を妨げるものではない。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別図 前橋市アーバンデザイン策定区域(対象区域)

